

センターニュース



No.280



公益社団法人目黒区シルバー人材センター

本部/〒153-0063 目黒区目黒 1-25-26 (田道ふれあい館)
分室/〒152-0002 目黒区目黒本町 2-1-20 (南部地区センター)
ホームページ <https://meguro-sc.or.jp>

令和 6 年 10 月 1 日号

TEL.3793-0181 FAX.3793-0588
TEL.5721-2593 FAX.5721-2594



■ 同時配付物

- ①危機管理安全委員会ニュース 10月号
- ②安全就業標語応募用紙

会員数	1,175 名
男性	674 名
女性	501 名
(令和 6 年 9 月 25 日現在)	

◆ 新会員紹介 ◆

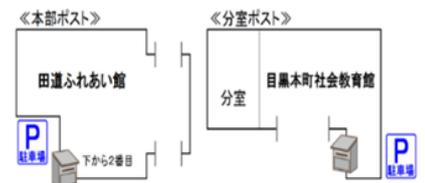
令和 6 年 9 月 25 日承認(11 名) * 敬称略

【退会者】 令和 6 年 8 月 28 日～令和 6 年 9 月 24 日退会(13 名) * 敬称略

今月の配分金の支払日:10月15日(火)

9 月分の就業報告書は、10月3日(木)までに事務局(本部または分室)に必ず提出して下さい。

事務局の窓口が開いていない土日祝日は、郵便ポストへ直接投函、もしくは郵送(必着)をお願いします。



11月の「メグちゃんデイ(道路清掃活動)」



11月1日(金)	(毎月 1日)	8:30～	田道、不動、原町、碑・大岡山東、自由が丘
11月2日(土)	(毎月 第1土曜)	8:30～	八雲
11月3日(日)	(毎月 第1日曜)	8:30～	駒場、中目黒、下目黒、上目黒、油面西、油面東、五本木、鷹番、月光原、向原、中根、大岡山西、東根
11月7日(木)	(毎月 7日)	8:30～	菅刈・東山
11月10日(日)	(毎月 第2日曜)	8:30～	烏森

* 他地域班での参加を希望する方は、直接集合場所へ行き、参加した班の班長へ会員番号、氏名(フルネーム)、所属地域班を伝えてください。そして、ご自身の所属の班長へ他班で参加したことをご報告願います。

フリーランス新法の施行に伴う対応について（お知らせ）

令和6年11月1日より「特定受託事業者に係る取引の適正化等に関する法律（フリーランス・事業者間取引適正化等法）」が施行されます。

センターに登録し就業されている会員の皆様は、特定受託事業者（フリーランス）とみなされることから、センターは、会員に対して業務を委託した場合、直ちに就業条件（給付の内容、報酬の額、支払期日等）を書面または電磁的方法により明示する義務が新たに生じることになりました。

この新法の要件を踏まえ、当センターでは、「就業適正化実施要綱」の一部について法令に準拠した改正を行うとともに、会員向けクラウドサービス **【Smile to Smile（スマイル トゥ スマイル）】** を活用し、就業手続きの効率化と利便性の向上により、法令遵守の徹底を図ってまいります。会員の皆様におかれましても、本件の趣旨内容についてご理解のうえ、ご協力いただきますようお願いいたします。

【Smile to Smile（スマイル トゥ スマイル）】 に登録した場合は、センターからインターネット経由でお送りする「就業条件明示書」と「配分金明細書」をスマートフォンやパソコンなどの画面上で確認していただくことができるようになります。

※ご利用にあたっては、インターネットに接続できるパソコンまたはスマートフォンやタブレット端末と、この端末で受信できるメールアドレスが必要です。

※ご利用料金は無料です（別途、通信料は必要となります）。

現在、**【Smile to Smile（スマイル トゥ スマイル）】** の登録をされていない会員の皆様に、登録時に必要な「ログイン」と「仮パスワード」が記載されている通知書を10月中旬以降、順次郵送いたします。この機会にご利用開始をご検討ください。未登録の方を対象とした利用登録相談会も設ける予定です（後日、センターニュースでお知らせいたします）。

なお、これまでと同じように、配分金明細書を書面（郵送）での受け取りを希望される場合は、利用登録を行わないようお願いいたします。また、同様に就業条件明示書につきましても書面でもお渡しいたしますので、ご希望の場合は担当者にご相談ください。

就業適正化実施要綱（就業等の手続）※改正版の抜粋

第3条 新たに就業する会員に対しては、センターから給付の内容、報酬の額、支払期日その他の事項を、書面（別記第1号様式「会員就業条件通知書」、もしくはこれに準ずる内容を記したもの）又は電磁的方法により明示する。

2 第6条第1項により就業期間の更新が認められた会員に対しては、センターから給付の内容、報酬の額、支払期日その他の事項を、書面（別記第1号様式「会員就業条件通知書」、もしくはこれに準ずる内容を記したもの）又は電磁的方法により明示する。更新が認められなかった会員に対しては「就業終了通知書」（別記第号様式）を交付する。3 就業期間終了前に、就業会員又は発注者の都合により当該就業若しくは契約が中断された場合は「就業終了通知書」を当該会員に交付する。

就業適正化委員会からのお知らせ

就業予定者募集に係る現場事前説明会のご案内

就業期間制限職種の期間満了に伴う欠員補充のため、令和7年4月からの新規就業予定者を「就業適正化委員会ニュース（令和6年11月1日号）」で募集します。その対象職種の就業現場におきまして現場事前説明会を開催します。該当する対象職種への応募・就業をご希望の方は、なるべくこの説明会にご参加いただきますようお願いいたします。当日の就業現場の案内や説明は各現場リーダーが行い、参加は予約制です。開催日までにお申し込み下さい。

対象職種（開催日時）

宮前公園庭球場管理（10月31日（木）午後2時～）

* 集合場所：八雲 3-19-12 宮前公園内 管理事務所前



【お問合せ・お申込み】

事務局担当：松見 まつみ

☎ 5721-2593（分室）